6　第四条、第五条及び第七条から前条までの規定は、携帯音声通信事業者が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第二項	［略］	［略］
	相手方	譲受人等
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
［略］		
第八条第二項	［略］	［略］
	第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト
	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
	第三条第一項第二号ハ	第十一条第一項第二号ハ
	第三条第一項第二号ニ	第十一条第一項第二号ニ
［略］	［略］	［略］

（媒介業者等による本人確認の方法等）

第十二条　第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第八号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

［表略］

2　第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第八号を除く。）、第十条並びに前条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［略］		
第五条第二項	［略］	［略］
	相手方	譲受人等
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
［略］		
第八条第二項	［略］	［略］
	第三条第一項第一号ト	第十一条第一項第一号ト
	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
	第三条第一項第二号ハ	第十一条第一項第二号ハ
	第三条第一項第二号ニ	第十一条第一項第二号ニ
［略］		

6　［同上］

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第二項	［同上］	［同上］
	相手方	譲受人等
［同上］		
第八条第二項	［同上］	［同上］
	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
［同上］	［同上］	［同上］

（媒介業者等による本人確認の方法等）

第十二条　第三条第一項及び第二項、第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第六号を除く。）並びに第十条の規定は、媒介業者等が本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

［表同上］

2　第四条第一項及び第二項、第五条、第七条、第八条（第二項第六号を除く。）、第十条並びに前条第一項及び第二項の規定は、媒介業者等が譲渡時本人確認を行う場合において準用する。この場合において必要な技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
［同上］		
第五条第二項	［同上］	［同上］
	相手方	譲受人等
［同上］		
第八条第二項	［同上］	［同上］
	第三条第一項第一号チ	第十一条第一項第一号チ
	第三条第一項第一号リ	第十一条第一項第一号リ
［同上］		